

議案第97号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
20182号線	18 20	2 10 ～ 2 50	さいたま市大宮区天沼町一丁目343番1地先	さいたま市大宮区天沼町一丁目341番地先	
30644号線	30 20	3 00	さいたま市北区奈良町152番1地先	さいたま市北区奈良町152番7地先	